

# 兵庫県立尼崎稲園高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立尼崎稲園高等学校

## 1 本校の方針

本校は、「克己自立 敬愛協同 日新創造」の校訓のもと、あらゆる教育活動を通して、人間としての基礎の完成と調和のとれた人格の形成をめざしながら、自らの徳性を磨き、知性を高め、体力を練り、強固な意志力と豊かな感性を培って自己実現を図るとともに、地域に根ざしつつ、広く社会の発展に貢献できる生徒を育成することを目指している。

本校は、常に生徒一人ひとりが主体と考え、全校生徒の人権が尊重され、安心・安全に学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制の整備を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ迅速に対応して解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

本校は、都市部の中央に位置しており、交通の利便性を生かし広域から生徒は通学してきている。そして、最大の特徴でもある「単位制」という特色を生かし、幅広い自由選択科目と様々な進路希望に対応するためのきめ細やかなカリキュラムを設定することで、多くの生徒たちの進路実現に努めてきた。また、「開かれた学校づくり」の推進事業として、「園田ふれあいカーニバル」への参加、福祉施設訪問及び交流活動や「万葉の森 佐璞丘再生プロジェクト」など、多くの地域貢献活動にも積極的に取り組むなど、校訓にもとづいた人間性涵養の教育も行っている。

いじめについては、「いじめはこの学校でも起こり得る」、「いじめは決して許さない」という意識を全教職員が持ち、教師、生徒、保護者、地域がより良い関係を築き、一体となっていじめ防止に向けて取り組むために、以下の指導体制を構築し、積極的に推進していく。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) いじめを未然に防止するための日常的な指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

#### 別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめが教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見するためのチェックリストを別に定める。

#### 別紙2 チェックリスト

### (2) 未然防止及び早期発見のための年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

#### 別紙3 年間指導計画

### (3) いじめを早期発見し、早期対応するための組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

#### 別紙4 組織的対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、第一に、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると

認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

第二に、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

なお、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事故と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

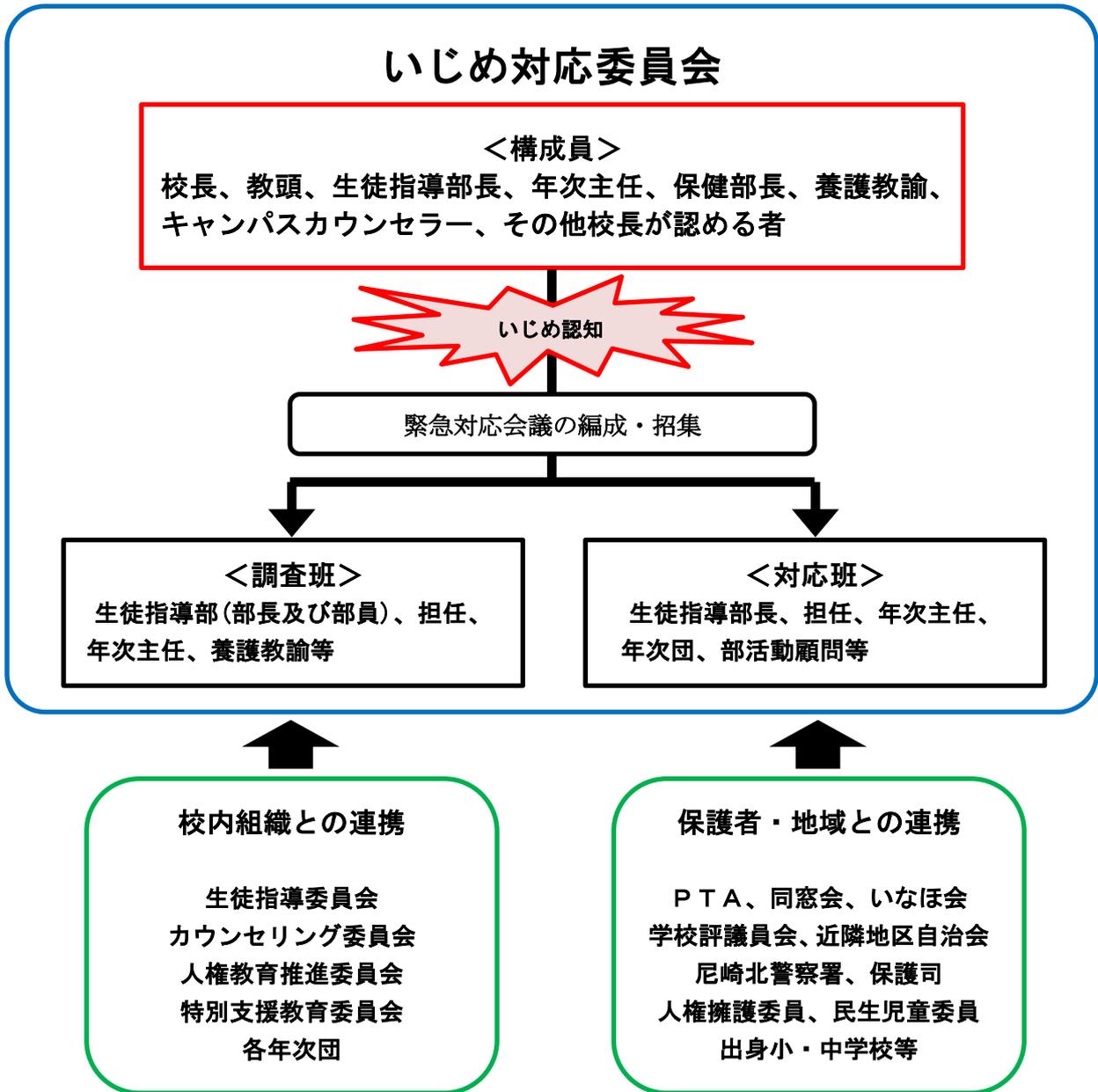
なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

## 5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、年次懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめの防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針を見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒会との協議や生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

- 本校は、いじめ問題に対して、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持って、学校全体で組織的な取組を行う。
- いじめの早期発見、早期対応に努めるのはもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための取組を、あらゆる教育活動において展開していく。
- 「いじめ対応委員会」を中心に、いじめ問題への組織的な取組を推進するとともに、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 本校のいじめ対策の有効性について、生徒の状況や地域の実態を考慮しながら、定期的に点検・評価を行う。



## ◆いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員にわからないようにいたづらをする
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

## ◆いじめられている生徒

### ●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友だちに悪口を言われても言い返せなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

### ●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

### ●昼食時

- 好きな物を他の生徒にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 一人で食事をしている
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食べ物にいたづらされる

### ●清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

### ●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人の言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

## ◆いじめている生徒

- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう
- 多くのストレスを抱えている
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする

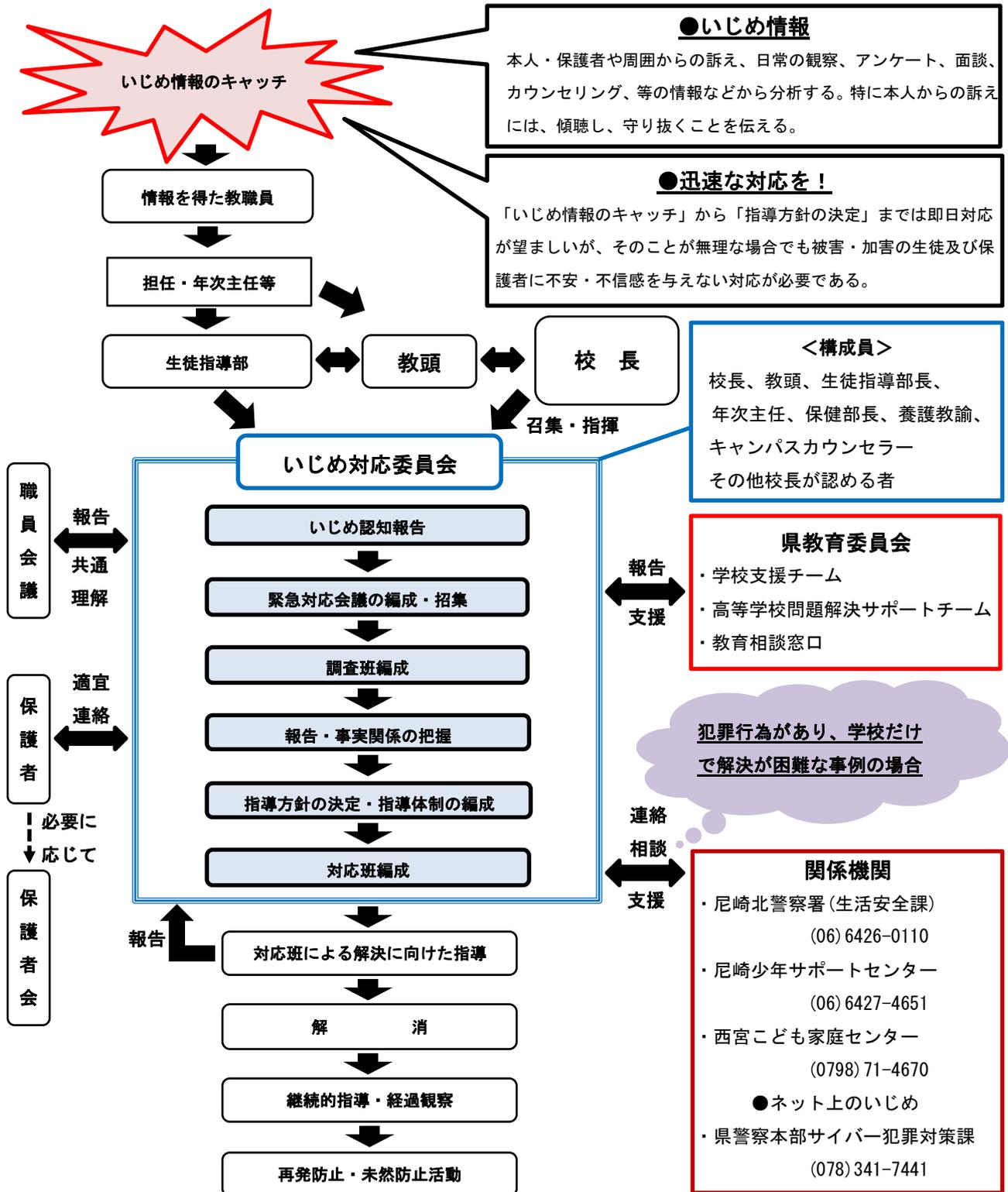
# 年間指導計画

## 別紙 3

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み	
4月	いじめ対応委員会 ・年間指導方針 ・年間指導計画	生徒向け啓発※2 ・年次集会、全校集会	拡大生徒指導部会※3	面談週間
	職員研修会①※1			
5月	保護者向け啓発※4 ・PTA総会、保護者会		拡大生徒指導部会	面談週間
	職員研修会②※5		Q-U調査実施1年①※6	
6月	いじめ対応委員会 ・アンケート分析 ・情報共有		いじめアンケート実施①※7	面談週間
	職員会議 ・アンケート報告		拡大生徒指導部会	
7月		生徒向け啓発 ・年次集会、全校集会	拡大生徒指導部会	三者懇談
		情報モラル教育講演会※8		
8月		地域貢献活動①※9 ・佐環丘清掃活動		三者懇談
9月		生徒向け啓発 ・年次集会、全校集会		三者懇談
		地域貢献活動②※10 ・園田カーニバル参加		
10月	いじめ対応委員会 ・アンケート分析 ・情報共有	地域貢献活動③※11 ・ふれあいカーニバル参加	いじめアンケート実施②	面談週間
	職員会議 ・アンケート報告		拡大生徒指導部会	
11月		カウンセリングマインド研修会※12	拡大生徒指導部会	面談週間
12月		生徒向け啓発 ・年次集会、全校集会	拡大生徒指導部会	面談週間
1月			拡大生徒指導部会	面談週間
2月	いじめ対応委員会 ・アンケート分析 ・情報共有 ・本年度のまとめ ・来年度の課題		いじめアンケート実施③	面談週間
	職員会議 ・アンケート報告		拡大生徒指導部会	
3月		人権講演会※13	拡大生徒指導部会	面談週間

事案発生時、緊急対応会議の開催

- ※1 職員研修会①  
いじめ防止基本方針を確認し、年間の指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。
- ※2 生徒向け啓発  
年次集会や全校集会等を活用して、学校のいじめ防止に向けての基本方針、対策を周知するとともに、意識の向上を図る。
- ※3 拡大指導部会  
各年次間の生徒状況等を把握し、情報共有を目的として行うもので、原則として週1回実施する。
- ※4 保護者向け啓発  
PTA総会や保護者会、HP等を活用して、学校のいじめ防止に向けての基本方針、対策を周知する。
- ※5 職員研修会②  
外部講師等を招いて、いじめに関する知識・技能向上を目的とした教職員向けの研修会を実施する。
- ※6 Q-U調査実施1年  
入学生を対象とした生活状況と要支援と思われる生徒の把握、年次・クラス経営への活用を目的に実施する。
- ※7 いじめアンケート実施  
いじめの実態を把握することを目的とし、原則として年3回実施する。
- ※8 情報モラル教育講演会  
SNS等の情報ネットワークに関するトラブル等について生徒向けに講演会を実施し、情報セキュリティ、モラルについての注意喚起を行う。
- ※9 地域貢献活動①  
「万葉の森・佐環丘再生プロジェクト」の猪名寺佐環丘公園の清掃活動に生徒・PTAが参加する。
- ※10 地域貢献活動②  
園田カーニバルにおいて、放送部のステージ司会、ダンス部・吹奏楽部の出演、清掃活動等のボランティア活動を行う。
- ※11 地域貢献活動③  
旭園住宅福祉協会・塚口福成園ふれあいカーニバルに吹奏楽部が演奏参加する。
- ※12 カウンセリングマインド研修会  
カウンセラー等の外部講師を招いてカウンセリングマインドに関する教職員向けの研修会を実施する。
- ※13 人権講演会  
外部講師による生徒向けの講演会を行う。



**いじめにより生徒の生命や身体の安全又は財産がおびやかされるような重大事案が発生した場合**

- ◆ 速やかに教育委員会へ報告するとともに、警察等の関係機関に連絡し、支援を求める。対応については、教育委員会の支援のもと、校長を中心とし、学校全体が組織的かつ迅速に事案解決にあたる。
- ◆ 事案によって、保護者への説明が必要と判断する場合は、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や保護者会を実施する。
- ◆ マスコミの対応が必要な場合は、対応窓口を一本化する。